② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢ 会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣ 組合の理事

㈤ その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 公募型プロポーザル方式に関する事項 公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。

4 手続等

⑴ 担当部署 西日本高速道路株式会社関西支社 総務企画部経理課 課長代理 中川 聖子 〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号 電話06―6344―9242 ＦＡＸ06―6344―9913

⑵ 入札説明書の交付期間及び方法

① 期間 令和２年８月24日（月）から令和２年９月３日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

② 方法 入札情報公開システムより、提供する。

https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「201000036」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶ 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 期限 令和２年９月３日（木）午後４時00分

② 場所 上記４⑴に同じ。

③ 方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に基づき参加表明書を作成し、持参、郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）又は電送すること。

⑷ 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 期限 令和２年10月28日（水）午後４時00分

② 場所 上記４⑴に同じ。

③ 方法 持参又は郵送すること。

⑸ 見積書提出の期限、場所及び方法

① 期限 令和２年12月３日（木）午前11時00分まで（ただし、郵送による見積書の提出については、期限までに上記４⑴へ必着させること。）

② 場所 上記４⑴に同じ。

③ 方法 持参又は郵送すること。

⑹ 見積り合せの日時及び場所

① 日時 令和２年12月４日（金）午後３時30分

② 場所 上記４⑴の関西支社１Ｆ入札室

5 その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 みずほ銀行 堂島支店）

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 見積の無効 本公告に示した技術提案を行わせる者に選定されるために必要な要件を満たさない者のした見積、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は、無効とする。

⑷ 落札者の決定方法 上記３で特定された見積者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札者としない場合がある。

⑸ 低入札価格調査 上記５⑷ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。

⑹ 手続における交渉の有無 無

⑺ 契約書作成の要否 要

⑻ 関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。

⑼ 上記２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑽ 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は令和２年９月18日（金）を予定する。

⑾ 詳細は説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵ Classification of the services to be procured : 42

⑶ Subject matter of the contract : Design of Daini Shinmei Road Akashigawa Bridge.